

令和4年度「うるま市農水産業振興戦略拠点施設機能強化事業」
提案募集要項

1. 募集の趣旨

第1次産業の持続・発展的な振興と地域産業の活性化に資する拠点として認知され、年間100万人を超える来場者が訪れるうるまマルシェを、更なる地域産業の活性化に資する拠点とするために施設の機能強化を行う。

本事業を実施するに当たり、必要な専門知識や技術、ノウハウ等を活用した事業企画について幅広い提案を募り、事業を推進する上で最も適した事業者を選定するために下記のとおり実施する。

2. 委託業務

- (1) 事業名 : うるま市農水産業振興戦略拠点施設機能強化事業
- (2) 業務内容 : 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 : 契約締結の翌日から令和5年3月22日(水)(予定)
- (4) 予定価格 : 33,869,000円(消費税及び地方消費税含む)の範囲内
※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。
- (6) 沖縄県内に本社又は支店等を設置し、事業の実施にあたっては、正副2名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に遂行することができる運営体制が整備されていること。
- (7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- ② 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)、(2)、(3)、(4)、(5)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(6)の要件を満たす者であること。

4. 提案内容の要件

別紙、「業務委託仕様書」を参照すること。

5. 募集要項等の配布

- (1) 配布期間 : 令和4年10月21日(金)～令和4年11月8日(火)
- (2) 配布場所 : 市ホームページから入手すること (<http://www.city.uruma.lg.jp>)

6. 現場説明会

- (1) 日時 : 令和4年10月28日(金) 13:30～14:00
- (2) 場所 : うるま市農水産業振興戦略拠点施設(うるマルシェ)
(うるま市前原183-2)

※参加を希望する事業者におかれましては、10月27日(木)17:00までに本要項「14. 問い合わせ先」にあります担当までメール又はお電話にて参加者のご連絡をお願い致します。

7. 質疑応答

業務仕様書に関して疑義がある場合には、質問書【様式9】に記入し、電子メールにより提出すること。

- (1) 受付期限 : 令和4年11月2日(水) 14:00迄
- (2) 提出場所 : うるま市経済産業部産業振興課及び担当者メールアドレス
(sangyou-ka@city.uruma.lg.jp) (masashi-t2@city.uruma.lg.jp)
- (3) 回答方法 : 質疑に対する回答は、令和4年11月4日(金)午後5時迄に、うるま市ホームページに掲載する。

8. 応募申請及び企画提案書の提出

- (1) 提出期限 : 令和4年11月9日(水) 14:00迄
- (2) 提出場所 : うるま市役所西棟1階 産業政策課
(〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号)
- (3) 提出方法 : 持参または郵送すること。(提出期間内必着)
- (4) 提出書類 :

下記の①応募申請書【申請添付書類】ア、イ、ウ、エを各1部及び②企画提案書【企画提案添付書類】ア、イ、ウ、エ、オ、カを各8部(正1部、副7部)提出して下さい

い。また、提出書類の企画はA4判とし、企画提案等の副本については、審査の公平性を期すため企業名を伏せて下さい。

①応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式1】

【申請添付書類】

- ア 定款（法人のみ）
- イ 全部事項証明書又は登記簿謄本
- ウ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3カ月以内のもの）
- エ 財務諸表（直近1カ年の貸借対照表及び損益計算書）

②企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

【企画提案添付書類】

- ア 企画提案書補足資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【任意様式】
- イ 会社概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式3】
- ウ 積算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式4】
※旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合には、消費税相当を除いた上で経費を計上すること。
- エ 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式5】
- オ 委託事業のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式6】
- カ 実績書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式7】

(5) 提出に関する留意事項

- ①共同企業体による応募の場合、【申請添付書類】及び実績書【様式7】は、共同企業体を構成する全ての事業者分提出すること。
- ②【申請添付書類】ア及びエについては、原本証明を行うこと。
- ③【申請添付書類】イ及びウについては、原本を提出すること。
- ④【企画提案添付書類】アについては、補足資料が無ければ提出の必要はありません。
- ⑤企画提案書等の作成や提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- ⑥郵送にて応募申請等を提出する場合は、提出期限内での必着とします。

9. 審査

(1) 審査の方法

- ①うるま市が設置する企画提案選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ②審査は、提出された8.(4)提出書類の書類審査（第1次審査）及びプレゼンテーション（第2次審査）によるものとする。

- ③第1次審査通過者は最大3者までとし、その結果は応募者全員に対して文書で通知する。
- ④第2次審査の日程は、第1次審査通過者に対して文書で通知する。
- ⑤第2次審査は、提出期限までに提出された8.(4)②企画提案書及び【企画提案審査書類】を基に行うものとし、提出期限後に提出された図や関係書類等は、審査の対象外とする。
- ⑥選定審査会は非公開で行い、審査経過及び審査結果に対する問い合わせ・異議等には一切応じないものとする。
- ⑦第2次審査の結果は、第2次審査実施日から10日以内に、第2次審査対象者に対して文書で通知する。
- ⑧第2次審査において選定委員会が選定した者（以下「委託候補者」という。）が辞退した場合、又は市との委託に関する協議が整わなかった場合は、次順番の応募者を委託先候補者とする。
- ⑨一定水準を満たした提案がない場合、該当なしとする場合がある。

(2) 審査基準

選定委員会は、審査にあたっては主に以下の事項等について評価する。

評価項目		評価事項
理解度	業務目的の理解度	業務の目的及び仕様書の要件等について十分に理解した提案内容になっているか。
実施内容	企画提案内容	大型LEDビジョンの設置について、仕様書に沿った的確な提案となっているか。
		設置する大型LEDビジョンについて、性能・規格等が予算の範囲内における最大限の提案かつ魅力的であるか
		大型LEDビジョンの管理運営計画書について、経験や専門的な知見に基づいた的確かつ具体的な内容が提示されているか。
		その他、本業務をより効果的なものとするための独自の提案がなされ、魅力的であるか。
事業費	見積書の妥当性・経済的効率性	積算根拠の妥当性が確保されているか。経済的効率性が高いか。
実施体制	実施体制	業務遂行のための適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか。
	業務実績	提案者及び配置予定者が、本業務について、豊富な経験や実績を有しているか。
工程	工程の妥当性	業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。

(3) 審査に関する留意事項

- ①第2次審査は、プレゼンテーション20分以内及び質疑応答10分程度で行うものとする。
- ②第2次審査は、紙媒体又はパソコンによるスクリーンを使用したプレゼンテーションとし、プレゼン出席者は3名までとする。プロジェクター及びスクリーンは選定委員会で準備することとし、パソコンについては提案者で用意するものとする。
- ③審査は、企業名を伏せて行うため、企業名の分かるような表現等は除外すること。

10. 禁則事項

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、その者は失格とする。

- (1) 参加する資格のない者が申請したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しなかったとき
- (3) 事実に反する申請や申請に関する不正行為があったとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) その他、予め指示した事項に違反したとき、及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき

11. 知的財産権の取り扱い

受託者が、この委託業務の遂行により取得した報告書等に関する著作権は、原則としてうるま市に帰属するものとする。また、当該事業の実施により得られた特許権等の知的財産権または著作権は、委託元である「うるま市」に帰属するものとする。

12. スケジュール

本公募のスケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間または期日
実施要項等の配布	令和4年10月21日(金)～ 令和4年11月8日(火)
質問の受付	令和4年11月2日(水) 14:00迄
質問の回答	令和4年11月4日(金) 17:00迄
企画提案書の提出期限	令和4年11月9日(水) 14:00迄
第1次審査結果通知	令和4年11月11日(金)
第2次審査 (プレゼンテーション・ヒヤリング審査)	令和4年11月15日(火) 午前
第2次審査結果通知	二次審査の日から10日以内に通知する

13. その他

本委託事業は、委託事業事務処理マニュアル(経済産業省)に基づき執行することとする。一般管理費等の積算にあたっては、直接経費(人件費+事業費)×10%以内で積算すること。
※令和3年1月の最新版では、外注費が直接経費に含まれないこととなっております。

14. 問合せ先

うるま市経済産業部産業政策課 担当: 高江洲昌志 E-mail: masashi-t2@city.uruma.lg.jp
〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号(うるま市役所西棟1階 産業政策課内)
TEL: 098-923-7611 FAX: 098-923-7623